

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10 議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、本年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が上げられることによりまして、消防手数料における人件費・物件費の実費に部分的に変動が生じることから「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、消防法に規定する危険物規制事務の審査に係る手数料等の額が改定されたことに伴い、「本条例」の一部を改正して整備しようとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、お手数ですが、白紙の 3 ページを飛ばして 1 枚めくっていただき、見開きとなりますよう 4 ページ、5 ページをお開き下さい。

別表第 1 を記載しておりますが、4 ページが改正後の（新）、5 ページが改正前の（旧）となった新旧対照表となっております。

以降も偶数ページが改正後の（新）、奇数ページが改正前の（旧）となった新旧対照表としておりますので、よろしく願いいたします。

「金額の欄」の上から 6 段目をご覧ください。消防法第 11 条第 1 項の規定に基づく「危険物施設設置許可」のうち、指定数量の倍数が 200 を超える「製造所の設置許可申請」に係る審査事務手数料の額を 91,000 円から 92,000 円に 1,000 円増額するのをはじめ、以下、6 ページ、7 ページ中段の上から 19 段目の「指定数量の倍数が 200 を超える一般取扱所」までにかけて 14 項目にわたり、「設置許可」、の審査事務手数料を、その貯蔵容量や取扱い容量に応じて、それぞれ 1,000 円から 3 万円の幅で増額しようとするものでございます。

続きまして同じく 6 ページ、7 ページの金額の欄の下から 3 段目をご覧ください。消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく「完成検査前検査」のうち、危険物貯蔵容量が、10,000 kℓ以上 50,000 kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「溶接部検査」に係る、審査事務手数料を 95 万円から 99 万円に 4 万円増額するのをはじめ、以下、8 ページ、9 ページの上から 3 段目までにかけて 5 項目にわたり、「溶接部検査」の審査事務手数料を、その貯蔵容量に応じて、それぞれ 4 万円から 20 万円の幅で増額しようとするものでございます。

同じく 8 ページ、9 ページ「金額の欄」の上から 10 段目をご覧ください。
消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく「保安に関する検査」、のうち、危険物貯蔵容量が、5,000 kℓ以上 10,000 kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「保安に関する検査」に係る審査事務手数料を 41 万円から 43 万円に 2 万円増額するのをはじめ、以下 6 項目にわたり、「保安に関する検査」、の審査事務手数料をその貯蔵容量に応じて、それぞれ 2 万円から 17 万円の幅で増額しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして施行日は平成 26 年 4 月 1 日を予定しています。
以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第 7 号の提案説明とさせていただきます。